

札幌市衛生研究所健康危機対処計画 【感染症編】

令和7年（2025年）3月
札幌市衛生研究所

<目 次>

第1章 はじめに

- 1 札幌市衛生研究所の機能強化……………1
- 2 健康危機対処計画とは……………1

第2章 平時における準備

- 1 有事を想定した衛生研究所内の体制……………2
 - (1) 有事における所長の役割……………2
 - (2) 有事体制への移行……………2
- 2 関係機関との連携……………3
 - (1) 本庁、保健所、関係機関等との連携及び地方衛生研究所間の連携……………3
 - (2) 感染研等の国立試験研究機関等との連携……………3
 - (3) 民間検査機関及び医療機関等との連携……………3
- 3 人材の確保・育成……………3
 - (1) 人員の確保……………3
 - (2) 人材の育成……………3
- 4 検査実施体制の確保等……………4
 - (1) 検査実施体制……………4
 - (2) 検査マニュアル等の整備……………4
 - (3) 検査施設等の整備……………4
 - (4) 検査試薬等の備蓄……………4
 - (5) 検体搬送の仕組み等の整備……………5
- 5 情報の収集・解析・提供……………5
 - (1) サーベイランス……………5
 - (2) リスクコミュニケーション……………5
- 6 調査研究の推進……………5

第3章 発生段階に応じた取組、体制

- 1 発生段階における衛生研究所の役割……………6
- 2 発生段階に対する評価と体制……………6
 - (1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合……………6
 - (2) 流行初期（発生の公表から1か月間）……………7
 - (3) 流行初期以降……………8
 - (4) 感染が収まった時期……………9

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成

- 1 感染防御策に関する事項……………11
 - (1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底……………11

2	業務継続計画の作成	11
(1)	衛生研究所が受ける影響の想定	11
(2)	衛生研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策	11
3	業務継続計画の周知・徹底	11
(1)	業務継続計画の周知・徹底	11
(2)	関係機関との連絡調整	12
第5章 感染症危機発生後の対応		
1	事後評価に関する事項	13
別図	札幌市衛生研究所健康危機対応計画（感染症編）指揮系統図	14

第1章 はじめに

1 札幌市衛生研究所の機能強化

札幌市衛生研究所をはじめとする全国の地方衛生研究所は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第4条に基づく「地域保健に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）（以下「地域保健法に基づく基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関とされている。また、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日付厚生省発健政第26号厚生事務次官通知）において示された地方衛生研究所設置要綱により、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政機関等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う機関とされ、その役割を担ってきた。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、地域保健法等が大きく改正され、地方衛生研究所の整備等について法制化された。その存在意義や果たすべき役割が明確化されたことに伴い、本市を含む保健所設置自治体は、地方衛生研究所の機能強化に必要な措置を講じるため、健康危機対処計画を策定することとなった。

札幌市衛生研究所は、札幌市における感染症の技術的かつ専門的な機関として、札幌市保健所との連携の下、関係機関に対して迅速かつ的確な病原体に関する情報を提供できるよう、検査機能の強化等を進めるものとする。

2 健康危機対処計画とは

地域保健法に基づく基本指針において、「地方衛生研究所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、新型インフルエンザ等特別特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされた。

札幌市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）が健康危機に適切に対応できる体制を構築するには、札幌市の本庁（以下「本庁」という。）、札幌市保健所（以下「保健所」という。）等と連携し、現行業務の実態を踏まえて体制整備や人材育成等の取組を計画的に進める必要がある。

札幌市感染症予防計画で定める数値目標（PCR検査の実施能力：流行初期において500件/日）の達成に向けて、検査の実施体制及び検査能力を向上させていくことが重要である。

このため、平時において健康危機対応に対する取組を進めるとともに、関係各機関等との連携等を図り、健康危機が発生した際に円滑かつ迅速に対応できるよう健康危機対処計画を策定する。

なお、本計画は、今後の健康危機の対応も踏まえながら、必要に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第2章 平時における準備

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく札幌市感染症予防計画で定める数値目標等を踏まえ、必要な施設整備や人材育成、関係機関の連携強化等を計画的に実施する。

また、次の感染症危機に備え、平時から衛生研究所長は所内の危機管理責任者としての役割を果たすとともに、有事を想定した衛生研究所内の体制、関係機関との連携、人材の確保・育成、検査実施体制の確保、情報の収集・解析・提供、調査研究の推進等を図る。

1 有事を想定した衛生研究所内の体制

(1) 有事における衛生研究所長の役割

有事における衛生研究所長の役割は、以下のとおりとする。なお、所長が不在の場合は保健科学課長がその役割を果たす。

- ・国や北海道、本庁、保健所等の関係機関との所長レベルで調整が必要な事項の対応
- ・衛生研究所内全体の対応方針の決定
- ・科学的かつ技術的な情報に関するマスコミ対応

(2) 有事体制への移行

ア 海外や国内で新たな感染症が発生

- ・疫学及び検査に係る情報収集
- ・衛生研究所内及び関係部局との情報共有、役割の再確認
- ・検査及びサーベイランス従事者の再確認
- ・試薬、消耗品等の調達（国から検査法が示された際）

イ 流行初期（発生の公表から1か月）

- ・疫学及び検査に係る情報収集の継続
- ・衛生研究所内及び関係部局との情報共有の継続
- ・衛生研究所役職者会議（所内対策会議）の開催
- ・業務継続計画に基づく業務の継続、縮小、休止・中断の検討
- ・検査及びサーベイランスの実施と従事者の拡充
- ・試薬、消耗品等の調達の継続
- ・ホームページによる情報提供

ウ 流行初期以降

- ・疫学及び検査に係る情報収集の継続
- ・衛生研究所内及び関係部局との情報共有の継続
- ・検査とサーベイランス及び分子疫学解析等の実施
- ・ホームページによる情報提供

エ 感染が収まった時期

- ・状況に応じて平時の体制に移行
- ・縮小、休止・中断業務の再開の検討

2 関係機関との連携

感染症危機等発生時の円滑な連携を確保するため、平時から本庁、保健所、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）等、他の地方衛生研究所、民間検査機関及び医療機関等と、会議、研修会等の機会や必要な調整等を通じて連携構築に努める。また、その際の役割分担について、あらかじめ認識を共有する。

(1) 本庁、保健所、関係機関等との連携及び地方衛生研究所間の連携

有事には、原因究明や対策検討のため、本庁、保健所及び関係機関等との連携は重要である。また、感染症は広域で発生するため、他の地方衛生研究所との連携も重要である。そこで、平時から会議、研修会等の機会や必要な調整等を通じて、連携の構築に努める。

(2) 感染研等の国立試験研究機関等との連携

有事には、速やかな検査方法確立や対策検討のため、感染研等の国立試験研究機関等との連携が重要である。そこで、平時からこれらの実施する会議、研修会等や必要な調整等を通じて、連携の構築に努める。

(3) 民間検査機関及び医療機関等との連携等

有事には、一部検査を民間検査機関等へ外部委託することが想定される。そこで、平時から民間検査機関等との協定等の締結（保健所が北海道と連携して対応）の状況について確認するなど、民間検査機関等との関係の構築に努める。

また、医療機関との連携も必要ことから、平時から北海道、本庁、保健所等を通じて医療機関との連携の構築に努める。

3 人材の確保・育成

(1) 人員の確保

ア 衛生研究所における感染症検査業務に従事する職員（以下「検査担当職員」という。）の計画的な人員配置

札幌市感染症予防計画等に基づき、有事の際に速やかに必要な検査体制に移行できるよう、検査担当職員の計画的な人員配置を図る。

イ 衛生研究所における検査担当職員の人員配置の調整

有事の際に必要とされる検査を着実に実施するため、衛生研究所内において随時、人員配置の調整を行い、円滑な即応体制への移行ができるよう配慮する。

ウ 衛生研究所における検査担当職員の増員が困難な場合の対応

あらかじめ可能な限り、人員配置・人員調整に配慮するが、それでもなお有事の際に衛生研究所の職員だけでは対応できない場合に備え、保健所等と支援要請の方法について検討しておく。

(2) 人材の育成

ア 平時からの衛生研究所検査担当職員の計画的な人材育成

有事に適切に対応するには、適切な人員配置に加え、計画的な職員の人材育成も重要である。

人材育成は、試験検査、サーベイランス、ゲノム解析¹等の核となる職員に対して重点的に行うが、感染症の検査等に必要な技術を職員に普及するため、各種研修や訓練参加への機会を設け、有事の際に応援できる能力を持った職員の育成を進める。

イ 実践型訓練等の実施

有事の際、速やかに検査対応するためには、平時に実践型訓練を実施しておくことが重要である。係る訓練は、保健所と連携し、感染症対策に係る検査体制の立ち上げから検査終了までの一連の流れを、関係機関も交えて実施する。

また、上記の訓練に限らず、感染源となりうる検体の前処理など、感染防御に係る個別の訓練等についても、適宜実施する。

ウ 国立研究機関等の研修への参加

職員の検査技能の向上のため、感染研や関係機関が実施する研修等を計画的に受講させる。具体的には、細菌又はウイルス研修及び新興再興感染症技術研修会、希少感染症診断技術研修会、ゲノム解析技術研修等、受講の機会を増やしていく。受講後は、衛生研究所内での研修報告会等の実施により、技術や知識を所全体で共有する。

なお、地方衛生研究所全国協議会の研究部会等や関連学会等への参加も、情報収集や人的交流の機会として重要である。

4 検査実施体制の確保等

(1) 検査実施体制

平時から、有事の際に必要な人数を検討し、必要な人員が確保できるよう、衛生研究所内、本庁、保健所及び関係部局等との調整を図る。

(2) 検査マニュアル等の整備

依頼項目に関する検査について、感染研の病原体検出マニュアル等の公開状況等を確認した上、衛生研究所の検査実施標準作業書を作成し、必要に応じて更新する。

(3) 検査施設等の整備

有事に備え、検査に必要な施設、機器等を整備する。

札幌市感染症予防計画で定める数値目標の検査を実施するためには、新たに病原体を取り扱う性能を備えた検査室及び機器等が必要である。

機器整備においては、ゲノム解析用機器²をはじめ、PCR 検査機器及び遠心分離機、滅菌装置等の周辺機器も含め、平時からの保守点検と老朽化した機器の更新等を計画的に行う。また、検査を安全に実施するための安全キャビネットやHEPA フィルター等、保守点検や交換等を適切に行う。

(4) 検査試薬等の備蓄

¹ ゲノム解析：細菌やウイルスなどの遺伝子情報（DNA・RNA 塩基配列）を解析する技術。その時点で流行している株の性質や特徴を把握することにより、感染症の治療や対策等を効果的に進めることが可能となる。

² ゲノム解析用機器（NGS：Next Generation Sequencing）：次世代シーケンサーともいい、大量の遺伝子情報（DNA・RNA）を迅速に解析することを可能にした最新技術。PCR 検査機器は既知の遺伝子情報のみ得ることを目的としているが、この技術を活用することにより未知の遺伝子情報を得ることが可能となる。

平時から必要な物品（試薬、消耗品、個人防護用品等）について、使用期限の確認作業も行いつつ計画的に備蓄する。特にPCR法による検査に係る試薬や消耗品等については、感染症の発生から感染症流行初期にかけて必要とする検査が実施できる量を備蓄する。

(5) 検体搬送の仕組み等の整備

検体について、あらかじめ保健所と必要な検体の種類（咽頭ぬぐい液、糞便、血液等）、量、搬送方法、必要情報（年齢、性別等）、搬入日時連絡方法等について調整する。

5 情報の収集・解析・提供

(1) サーベイランス

札幌市では、感染症法に基づき、感染症発生動向調査により得られた患者情報及び病原体情報について収集・解析し、札幌市公式ホームページに掲載し、毎週更新することにより広く市民や関係機関等へ情報提供しているが、有事に備え、より内容の充実に努めることとする。

(2) リスクコミュニケーション

保健所等が行う有事の際の流行状況や検査結果等のリスクコミュニケーション（情報発信）に当たっては、感染拡大の抑制に繋がる詳細情報を保健所等の担当者宛てに随時提供するものとする。

6 調査研究の推進

病原体の特定やその変異の確認、市内の流行状況や流行特性の把握、効率的な検査方法の開発等の感染症分野の調査研究は、感染拡大の抑制に繋がるものであり、その成果は、市民の健康を守ることに繋がる。

日頃から調査研究を行い、経験を積むことは、健康危機発生時に問題を整理・検証し、課題を解決できる能力を培うことに繋がる。

第3章 発生段階に応じた取組、体制

1 発生段階における衛生研究所の役割

新たな感染症等が発生した場合、状況の把握に努め、有事体制への切替えに備える。札幌市感染症予防計画の考え方を踏まえ、流行初期（感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1か月間）は、感染研や他の地方衛生研究所との連携等により、迅速に検査体制・サーベイランス体制を構築する。この間の検査と情報収集・疫学解析は、原則、当所で対応する。

流行初期以降は、流行初期の検査体制・サーベイランス体制を維持しつつ、分子疫学解析等を実施し、本庁、保健所等へ情報提供を行い、サーベイランス機能を強化する。

感染者数が減少し、落ち着いた時期においては、情報収集を継続し、感染の再拡大、感染性や病原性の変化、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。

また、次の感染症の流行に備えるため、対策の検証を行うとともに、試薬や消耗品等の調達の準備を行う。

2 発生段階に対する評価と体制

(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合

ア 本部機能に関する事項

平時から、衛生研究所の役割を整理、調整し、保健所等と連携するとともに、有事体制への切替えに備える。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

検査に関する事項を保健所等と協議し、検査体制を確立する。厚生労働省や感染研、地方衛生研究所全国協議会や各地方衛生研究所等と連携を密にし、情報収集に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

ア) 検査に関する事項

a 衛生研究所の検査体制

感染症等が発生した段階から以下の分担体制を立ち上げ、以降は感染の規模等により、随時検査体制の再構成を図るものとする（別図に指揮系統図を示す）。

- i) 統括班（保健所等との情報共有、所内方針の検討及び決定、検査体制の再構成）
- ii) 相談・調整班（検査の実施や検体数に係る相談及び調整）
- iii) 物資班（必要物品の調達、管理）
- iv) 検体処理班（検体受付、リスト作成、ナンバリング及び検体前処理等）
- v) 検査班（検査の実施）
- vi) データ処理班（検査結果のデータ入力及び結果報告等）

管理職及び関係各係長は、発生した健康危機事象の情報共有を行い、検査項目、検体の取扱い等に係る検討を行うとともに、想定されるリスクや安全な取扱い方法を確認する。各班の業務に従事する職員（以下「検査等に従事する職員」という。）を定め、業務内容を確認する。

b 検査試薬等

検査に対応した試薬及び消耗品等について、流行初期以降の検査能力を維持できるように在庫管理及び調達準備を行う。

c 検査実施

検査等に従事する職員は、検査の実施体制（検体搬送、検査の実施、結果連絡等）の確認を行い、健康に留意し、検査及び結果確認を行う。検査後は係長職等が随時結果を取りまとめ、各職員と情報を共有する。

なお、検査の依頼数が検査能力を超えることが想定される場合は、保健所等に速やかに伝達する。

d 検査結果の報告

検査結果の報告方法について保健所と協議し、迅速な結果報告が行えるよう調整する。

1) 情報の収集・解析・提供

a ホームページへの掲載

情報提供が必要な事項を本庁、保健所等と調整する。

b 関係機関への情報提供

検査の実施状況等について、感染研等の関係機関に情報提供するとともに、関係機関の状況を把握する。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づく感染症発生動向調査を継続し、患者情報及び病原体情報について、札幌市公式ホームページ上の係る情報を更新する。

2) 業務継続に関する事項

札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】に基づく業務の優先度区分（一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務）の実施に向けて準備をする。

(2) 流行初期（発生の公表から1か月間）

ア 本部機能に関する事項

札幌市感染症対策本部等の情報を収集し、必要事項を衛生研究所職員へ周知する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

厚生労働省や感染研、地方衛生研究所全国協議会や各地方衛生研究所等と連携を密にし、情報収集に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

1) 検査に関する事項

a 衛生研究所の検査体制

PCR法による検査のために所内の応援職員等を一定数確保し、継続して検査が実施できる体制とする。

b 検査試薬等

依頼数に対応した試薬及び消耗品等について、検査が継続できるように在庫管理及び調達を行う。

c 検査実施³

検査等に従事する職員は、検査の実施体制（検体搬送、検査の実施、結果連絡等）の確認を行い、健康に留意し、検査及び結果確認を行う。検査後は、係長職等が随時結果を取りまとめ、各職員と情報を共有する。検査の依頼数が検査能力を超えることが想定される場合は、本庁、保健所等と調整する。

d 検査結果の報告

必要に応じて、検査結果の報告方法について保健所と調整する。

i) 情報の収集・解析・提供

a ホームページの更新

情報提供が必要な事項を本庁、保健所等と調整する。

b 関係機関への情報提供

検査の実施状況等について、状況に応じ、感染研等の関係機関に情報提供するとともに、関係機関の状況を把握する。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づく感染症発生動向調査を継続し、患者情報及び病原体情報について、札幌市公式ホームページ上に掲載する。

ii) 業務継続に関する事項

札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】に基づき、業務の優先度区分（一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務）を検討し、実施する。

(3) 流行初期以降

ア 本部機能に関する事項

札幌市感染症対策本部等の情報を収集し、必要事項を衛生研究所職員へ周知する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

厚生労働省や感染研、地方衛生研究所全国協議会や各地方衛生研究所等と連携を密にし、情報収集に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

1) 検査に関する事項

a 衛生研究所の検査体制

ゲノム解析を開始するため、担当する職員を複数確保する。流行初期から継続している PCR 検査に加え、ゲノム解析を実施することから、人員配置など安定的な検査体制の構築に配慮する。

b 検査試薬等

依頼数に対応した試薬及び消耗品等について、検査が継続できるよう在庫管理及び調達を行う。

³ 流行初期（公表から1か月間）の検査目標（札幌市感染症予防計画に定める検査関連の数値目標）：

・ PCR 検査の実施能力	500 件/日
・ 検査機器台数	3 台

c 検査実施⁴

検査等に従事する職員は、検査の実施体制（検体搬送、検査の実施、結果連絡等）の確認を行い、健康に留意し、検査及び結果確認を行う。検査の依頼数が検査能力を超えることが想定される場合は、本庁、保健所等と調整する。

d 検査結果の報告

必要に応じて、検査結果の報告方法について保健所と協議し、迅速な結果報告が行えるよう調整する。

1) 情報の収集・解析・提供

a ホームページの更新

情報提供が必要な事項を本庁、保健所等と調整する。

b 関係機関への情報提供

検査の実施状況等について、状況に応じ、感染研等の関係機関に情報提供を行うとともに、関係機関の状況を把握する。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づく感染症発生動向調査を継続し、患者情報及び病原体情報について、札幌市公式ホームページ上に掲載する。

2) 業務継続に関する事項

札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】に基づき、業務の優先度区分（一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務）を検討し、必要に応じて実施する。

(4) 感染が収まった時期

ア 本部機能に関する事項

衛生研究所の検査業務を検証し、札幌市感染症対策本部が行う札幌市全体の危機管理対策における評価や計画の見直しに備える。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

地方衛生研究所全国協議会や各地方衛生研究所等と検証を実施し、次回以降の対策に反映させる。

ウ 感染症対応に関する事項

1) 検査に関する事項

a 衛生研究所の検査体制

業務継続計画に基づき、継続する業務を確認し、状況に応じて平時の体制に戻す。

b 検査試薬等

在庫の整理を行い、購入頻度を見直す。平時の依頼検査のための試薬資材等の在庫確認及び整理を行う。

c 検査実施

国の方針を確認し、これに沿った検査を行う。

⁴ 流行初期以降（公表から6か月後）の検査目標（札幌市感染症予防計画に定める検査関連の数値目標）：

・PCR検査の実施能力	3,770件/日
・検査機器台数	4台

- d 検査結果の報告
状況に応じて平時の体制に戻す。
- イ) 情報の収集・解析・提供
 - a ホームページ等の更新
状況に応じて、平時の体制に戻す。
 - b 関係機関への情報提供
状況に応じて、平時の体制に戻す。
 - c サーベイランスに関する事項
感染症法に基づく感染症発生動向調査を継続し、患者情報及び病原体情報について、札幌市公式ホームページ上に掲載する。
- ウ) 業務継続に関する事項
状況に応じて、平時の体制に戻す。

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成

1 感染防御策に関する事項

(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底

ア 感染症の基礎情報、最新情報

感染症の基礎情報及び最新情報について、役職者会議、研修報告会等で衛生研究所職員に周知する。

イ 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策

基本的な感染対策に関して所内に周知するとともに、状況に応じてマスクの着用や手指消毒を励行する。感染者が発生した場合は執務場所の消毒を実施する。

ウ 衛生研究所職員の健康状態の確認

日頃から職員自身及び家族の健康状態の把握に努めるよう周知するとともに、管理職は職員の健康状態の把握に努める。

また、必要に応じて時差通勤や在宅勤務を活用するとともに、通勤手段の変更や勤務時間の変更について検討する。

エ ワクチンの接種に関する情報

衛生研究所職員のワクチン接種の実施判断は、最終的には本人の意思に委ねられるが、病原体の検査を実施する職場であることを衛生研究所職員に留意させる。

2 業務継続計画の作成

(1) 衛生研究所が受ける影響の想定

ア 職員への影響やその他要因の予想

新型コロナウイルス感染症の流行時において、最も検体数が多かった時点での状況を想定する。

イ 検査担当職員の想定

検査担当職員は、衛生研究所内の職員をもって対処することを原則とする。

ウ 感染症以外の業務の想定

感染症以外の検査は原則として縮小する。

(2) 衛生研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策

ア 平時の業務の優先度区分

札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】に基づき、優先度を区分して実施する。

イ 業務量の推計

業務量は、当面は新型コロナウイルス感染症の流行時の状況により推計する。

ウ 職員の欠勤に係る対応の検討

検査担当職員が欠勤した場合、衛生研究所職員をもって対処することを原則とする。

3 業務継続計画の周知・徹底

(1) 業務継続計画の周知・徹底

感染症健康危機発生の際に、札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】に基づき、所内各業務が一般継続業務、縮小業務、休止・中断業務のどの区分に該当するかについて、衛生研究所職員に事前に周知する。

(2) 関係機関との連絡調整

業務継続計画に従って業務を縮小、休止・中断する場合は、事前に関連部局に連絡し、必要な場合は調整する。

第5章 感染症危機発生後の対応

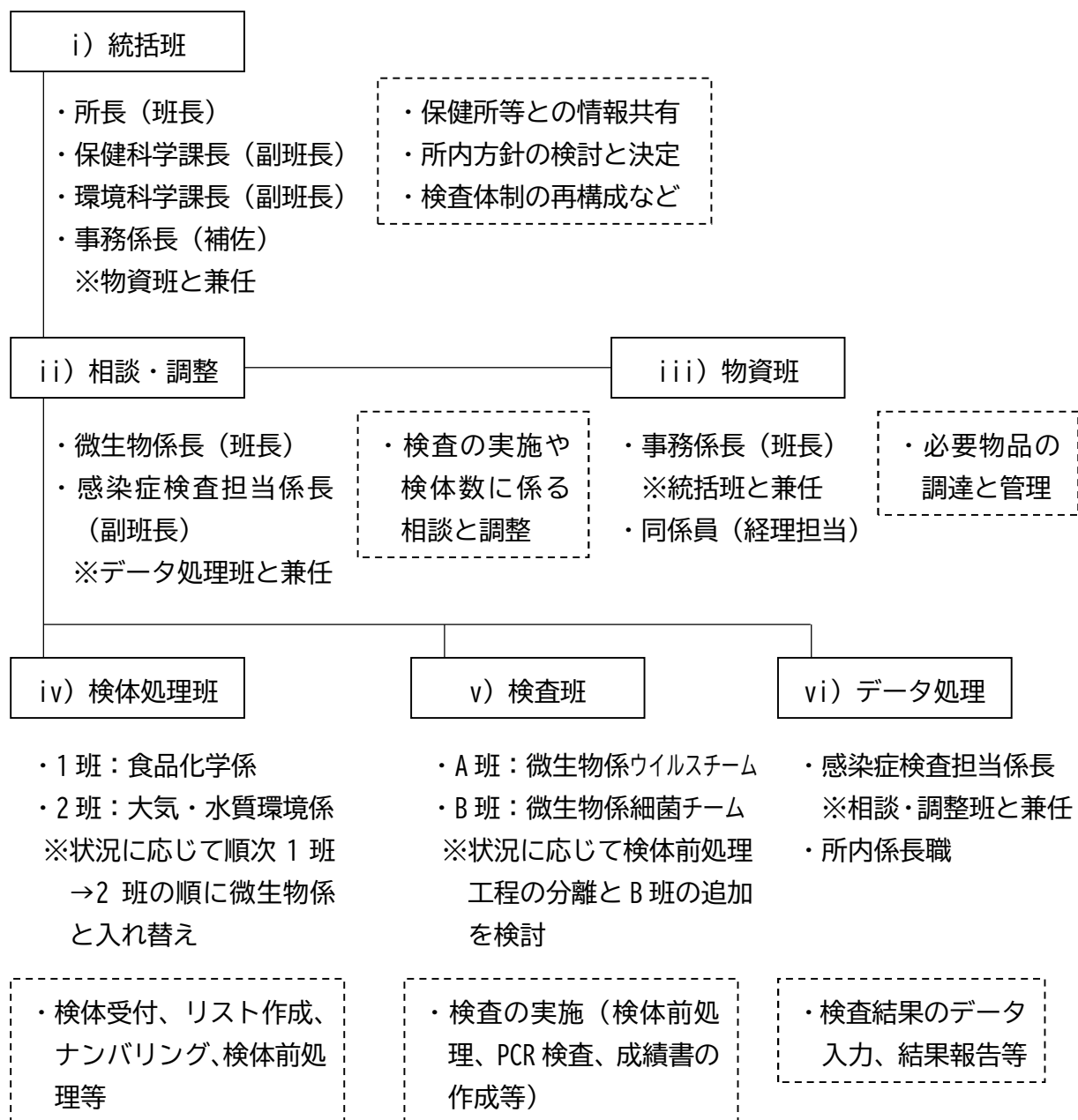
1 事後評価に関する事項

健康危機事象が収まった後、速やかに衛生研究所役職者会議を開催し、対策について検証する。また、関係部局との連携に関わる問題点等についても検証し、今後の対策に繋げる。

別図 札幌市衛生研究所健康危機対処計画（感染症編）指揮系統図

本指揮系統図は、現行の検査体制（機構・定数、施設及び設備・機器）を基に、本編に示す4つの発生段階を包括し、一連の流れを例示的に表したもので、都度変更しうるものとする。

また、検査体制の機能強化がなされた場合には、必要に応じて本計画の見直し改訂により、検査体制を再構成できるものとする。



～留意事項～

- ・ 統括班の業務のうち、保健所等との情報共有の「保健所等」には、札幌市感染症対策本部を含むものとする。
- ・ 各班とも可能な限り交代制とする。